

## 平成 25 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 108,508 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		4
	1 分担金	4
2 使用料及び手数料		24,295
	1 使用料	24,295
3 繰入金		76,507
	1 一般会計繰入金	76,507
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 市預金利子	1
6 市債		7,700
	1 市債	7,700
歳入合計		108,508



第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 7,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。